

回覧

犬・猫を飼っている皆様へ 飼育マナーを守りましょう！

最近、犬や猫の飼い方等に関する相談が増えてきています。
一部の飼い主の行動により、地域の皆様が犬・猫を嫌わないよう飼育マナーを守るようお願いします。

止めよう犬・猫の放し飼い

動物は自由に飼うものと思いませんか？
犬については、動物愛護法にて「柵で囲われた自己の保有地以外の放し飼いは禁止」と明記され、当然のことながら脱走行為を防ぎ、しつけを行い近隣へ迷惑をかけないようにする責任があります。
また、猫についても猫同士のケンカによる怪我や病気、他者の財産を傷つけるなどの行為を防ぐため、屋内飼育が推奨されています。

繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術を行いましょう。

犬を飼育している皆様へ

飼い犬は法律に基づき、お住まいの市へ登録が必要です(1頭につき、1回)。
また、1年に1度、狂犬病の予防接種及び報告が義務づけられています。

※ご協力ください

- 飼い主の方は、犬が亡くなったり、譲った場合など、登録内容に変更がありましたら、市役所へ届出をお願いします。
- 迷子になった時に備えて、首輪へ鑑札や迷子札をつけましょう。

猫を飼育している皆様へ

猫が飼い主の敷地外で糞や尿をすると、他人の敷地や物を汚損するだけでなく、大きなストレスとなります。トイレのしつけを徹底し、近隣とのトラブルを防止しましょう。

屋外に出すと、下記の危険があります。飼い猫を守るためにも室内飼いをお願いします。

- 猫同士のケンカによる怪我や病気を引き起こすことがあります。
- 迷子になったり、交通事故に遭い、亡くなることがあります。
- 野良猫と接触し、繁殖してしまうことがあります。



外にいる猫への無責任な置き餌やまき餌はやめましょう。

外にいる猫への無責任な置き餌やまき餌は、猫の糞尿により周囲を不衛生な状態にすることがあり、また、近隣トラブルに繋がりますのでやめましょう。

無責任な餌やりにより繁殖してしまった猫は引き取れません。餌やりをされた方が飼い主となり、ご自身の責任において管理をしましょう。

※ やむを得ないと判断された場合は、キチンと近隣の理解を得て、不妊・去勢手術を行い、不幸な猫が増えないようにしましょう。

※ 野良猫に関する対策として、千葉県では地域猫活動の取り組みを進めております。本市でも地域猫に関する出前講座を企画しておりますので、地区で興味があればご連絡ください。

周りの人に嫌われないように、飼い主さんはよろしくにゃ

猫はお片付けできないにゃ。



ご近所の皆様、不幸な猫を減らすために、地域猫活動をよろしくにゃ

問い合わせ先
大網白里市地域づくり課 環境対策班
TEL：0475-70-0386
FAX：0475-72-8454